

【参考】 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間 早見表

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、

「症状が出た翌日から5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸症状が改善傾向にあること

*「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」は発症した日や軽快した日を0日とすること

日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
A	発症後1日目に 解熱または症状が 軽快した場合	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	4日目	—	—	—	—
		出席停止						登校可能			
B	発症後2日目に 解熱または症状が 軽快した場合	発熱	→	解熱	1日目	2日目	3日目	—	—	—	—
		出席停止						登校可能			
C	発症後3日目に 解熱または症状が 軽快した場合	発熱	→	→	解熱	1日目	2日目	—	—	—	—
		出席停止						登校可能			
D	発症後4日目に 解熱または症状が 軽快した場合	発熱	→	→	→	解熱	1日目	—	—	—	—
		出席停止						登校可能			
E	発症後5日目に 解熱または症状が 軽快した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	1日目	—	—	—
		出席停止						登校可能			